

## 和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例(素案)に係る パブリックコメント実施について

**対 象** : 和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例(素案)

**実施期間** : 令和2年12月4日(金)～令和3年1月4日(月)

**周知方法** : 広報いずみ12月号、市ホームページへ掲載

### 和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例とは :

この条例は、豊かな心、確かな学力、たくましく生きるための健康・体力を備えた、未来を担う「輝く子ども」を育む教育のまちづくりの推進を目的としている。そのために、子ども一人ひとりの個性を尊重し、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を社会総がかりで整備する必要がある。輝く子どもを育む教育のまちづくりを実現するために、市長、教育委員会、学校園の責務及び保護者、地域の団体等、事業者の役割を明文化するものである。

**意見提出者** : 「和泉市パブリックコメント手続実施要綱」より

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) 対象となる事案に利害関係を有すると認められるもの

### 閲覧場所 :

市政情報コーナー、TRC 和泉図書館、TRC シティプラザ図書館、にじのとしょかん、TRC 北部リージョンセンター図書室、TRC 南部リージョンセンター図書室、学校教育室、市ホームページ

### 配架資料 :

- ・和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例(素案)
- ・意見等提出様式

**意見提出方法：**

- ・ 直接持参（学校教育室あて）
- ・ 郵送（学校教育室あて）
- ・ ファックス（0725-43-5220：代表）
- ・ Eメール（[public-hagukumi@city.osaka-izumi.lg.jp](mailto:public-hagukumi@city.osaka-izumi.lg.jp)：特別メールアドレス）